

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 配分金規約

（目的）

第1条 この規約は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。

（現金全額支払の原則）

第2条 センターは就業した会員に対する配分金は銀行振込みを原則として、全額を支払わなければならない。ただしセンターと会員の合意によって配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日の原則）

第3条 センターは会員が就業した場合の配分金は毎月末締切り、原則として翌月15日に支払うものとする。

（社会的相当分の原則）

第4条 会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積基準の決定）

第5条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は仕事の種類、内容等を考慮して決めるものとする。

（規約の改廃）

第6条 この規約の改廃は理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

- 1、この規約は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2、この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 3、この規約は、平成24年4月1日（公益社団法人移行認定登記の日）から施行する。
- 4、この規約は、令和6年11月1日から施行する。